

自主規制規則の見直しに関する検討計画について

平成 27 年 7 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、本年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの間、協会員等に対して「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集を行った。

この間に協会員よりお寄せいただいた自主規制規則の見直しに関する提案は、以下の 5 件（協会員 5 社からの提案）である。

今般、同提案を受け、次のとおり、検討計画を取りまとめた。

記

○規制の見直しの検討に着手する事項

| 項番 | 提案事項 | 提案の概要 | 検討計画 (本年 12 月までに結論を得る予定) |
|----|---|--|--|
| 1 | 店頭取扱有価証券の 確認書の見直し 【店頭有価証券に関する規則】 | ○ 同規則 7 条 4 項により、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客からは、店頭取扱有価証券の性格、取引の仕組み等について十分説明した上で、顧客の投資判断と責任において、当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から、確認書を徴求し、その写しを交付することとなっているが、当該確認書の写しを交付することは不要としてはどうか。 | ⇒ 関係者へのヒアリング等を通じて、事務局において検討する。 |
| 2 | 増資状況報告書及び 売出状況報告書の廃止 【有価証券の引受け等に関する規則及び同細則】 | ○ 増資状況報告書等の内容は、適時開示の内容と同一であるため、あえて当該報告書等の様式により提出する必要があるとまでは言えないので、廃止してはどうか。 | ⇒ 検討を見送る。 <理由> 本協会では、広く一般の皆様 に上場会社が行う資金調達の 状況を御理解いただく資料と して、「全国上場会社のエクイ ティファイナンスの状況」を公 表しており、調査研究等におい |

| 項番 | 提案事項 | 提案の概要 | 検討計画 (本年12月までに結論を得る予定) |
|----|---|---|---|
| | | | <p>て利用されることもあります。</p> <p>当該統計資料の作成に当たっては、会員より御提出いただいている増資状況報告書等のデータにより、定期的かつ継続して統計資料の作成・公表を行うことができるものです。</p> <p>そのため、引き続き、各会員の御理解、御協力をお願いいたします。</p> |
| 3 | <p>外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し</p> <p>【外国証券の取引に関する規則】</p> | <p>○ 代行協会員は代行業務に係る外国投資信託証券に関する目論見書及び決算報告書（運用報告書を含む）を協会に提出するとともに、顧客に販売した協会員に送付することが同規則21条1項及び3項において義務付けられている。</p> <p>しかしながら、EDINET及び代行協会のHPにて同等の内容を確認できるため、目論見書及び決算報告書（運用報告書を含む）の協会への提出義務を廃止しても、影響は少ないと考えられることから協会への提出義務を廃止してはどうか。</p> | ⇒ 「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」において検討する。 |
| 4 | <p>インターネットを利用した株式等売買受注時における本人確認</p> <p>【犯罪による収益の移転防止に関する法律および同政省令に関するQ&A等】</p> | ○ 「なりすまし」防止の観点から、インターネットを利用した株式等売買受注時における、本人確認のあり方について検討してほしい。 | ⇒ 「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において検討する。 |

| 項番 | 提案事項 | 提案の概要 | 検討計画 (本年12月までに結論を得る予定) |
|----|---|----------------------------|---------------------------------------|
| 5 | 番号法施行に伴う社内規程モデルの作成について 【個人情報の保護に関する指針等】 | ○ 番号法を踏まえた社内規程モデルを作成してほしい。 | ⇒ 「協会員の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」において検討する。 |

以 上